

第41号議案

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年6月7日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第26条の見出しを「（寄附金税額控除）」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2中「，第49条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては，当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは，これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）」に改め，同条に次の1項を加える。

2 当分の間，第49条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は，同条の規定

にかかわらず，特例基準割合適用年中においては，当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第11条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え，「以下本項」を「当該期間内に前条第2項の規定により第49条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には，当該期間を除く。以下この項」に，「到来する場合には，」を「到来する場合における」に，「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第11条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第14条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に，「平成25年」を「平成29年」に，「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第14条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第16条の2を附則第16条の3とし，附則第16条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第16条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第36条第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「，第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第42条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め，同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第35条、附則第36条、附則第37条又は附則第38条の規定を適用する。

附則第35条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第36条第3項	第35条の2まで, 第36条の2, 第36条の5	第34条の3まで, 第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。), 第35条の2, 第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第37条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第

		11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第38条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第42条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第35条、附則第36条、附則第37条又は附則第38条の規定を適用する。

附則第43条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法

附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、」を「附則第5条の4の2第6項」と、」に改め、同条第2項中「から第5項」を「から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第26条第2項の改正規定並びに附則第10条の2、第11条、第11条の2、第14条の4、第36条及び第42条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日
- (2) 附則第14条の3の2及び第43条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第11条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第42条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 3 新条例附則第43条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税につい

て適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第16条の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 行政手続条例の適用除外としている処分理由の提示義務に係る規定について適用対象とする。(第3条の2関係)

(2) 延滞金の割合の特例

次のとおり、延滞金の割合の特例を改正する。(附則第10条の2関係)

	本則における割合	現行の特例	改正後の特例	【参考】 貸出約定平均金利の年平均が1%の場合
延滞金	14.6%	—	(特例基準割合) 貸出約定平均金利(注2) +1% + 7.3%	9.3%
納期限の1ヶ月以内等	7.3%	(特例基準割合) 4.3% (基準割引率(注1) + 4%)	(特例基準割合) 貸出約定平均金利 + 1% + 1%	3.0%
法人の市民税に係る納期限の延長の場合	7.3%	(特例基準割合) 4.3% (基準割引率 + 4%)	(特例基準割合) 貸出約定平均金利 + 1%	2.0%

(注1) 前年の11月30日時点の商業手形の基準割引率(年0.3%)

(注2) 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月から前年9月

までの間における平均

(3) 個人市民税

ア 平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特例控除額から所得税の寄附金控除額の増差分を差し引くこととする。

(第26条及び附則第14条の4関係)

イ 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年間延長して平成29年末までとするとともに、平成26年4月から平成29年12月までの間の入居者に係る控除限度額を拡充することとする。(附則第14条の3の2関係)

居住年	現行(～平成25年12月)	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円) 県民税3.9万円 市民税5.85万円		所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円) 県民税5.46万円 市民税8.19万円

ウ 東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合に、相続人は、居住用財産の買換えの特例等の適用を受けることができることとする。(附則第42条の2関係)

エ 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者に係る住宅借入金等特別税額控除について、イと同様の措置を講ずることとする。(附則第43条関係)

(4) 固定資産税

下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置に係る割合を4分の3とする。(附則第16条の2関係)

(5) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 2(1), (4), (5)の規定 公布の日

(2) 2(2), (3)ア・ウ, (5)の規定 平成26年1月1日

- (3) 2(3)イ・エの規定 平成27年1月1日
- (4) 下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置に関する経過措置
改正後の規定は、平成24年4月1日以後に取得された下水道除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。